

第2章 環境の現状と具体的施策の取り組み状況

1 基本目標を達成するための施策

[基本目標1] 「もったいない」で暮らしを見直す

私たちの暮らしの中で最も身近な環境問題は「ごみ」です。ごみの排出量を減らすためには「もったいない」の意識を持ち、継続した3R（発生抑制、再使用、再生利用）運動によって、循環型社会*を形成します。

1 環境の現状

(1)ごみ収集関係

ア. 年度別ごみ総排出量の推移

ごみ総排出量は、家庭系ごみと事業系ごみの合計量です。家庭系ごみには、ごみ処理場へのごみの搬入量と資源集団回収量等が含まれています。

令和4年度のごみ総排出量は29,966 tで、前年度よりわずかに減少し（図2、表3）、市民1人1日当たりの一般廃棄物排出量（家庭系）は減少しました。

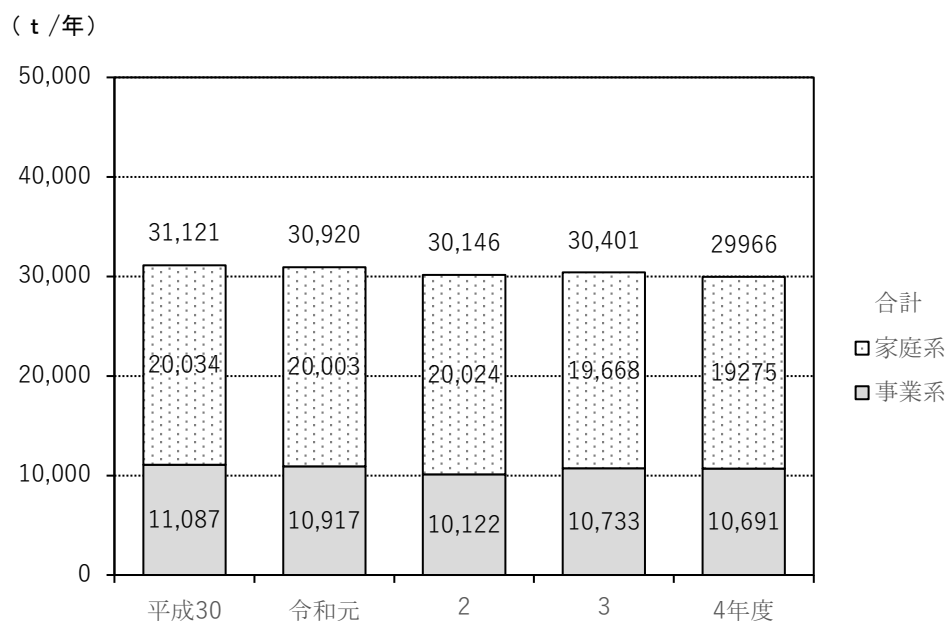


図2 ごみの総排出量の推移

表3 ごみ総排出量の推移（内訳）

単位：t

年度	可燃物	粗大	不燃物 直接埋立	その他プラ	ガラスびん ペットボトル	集団回収 (生ごみを含む)	合計
平成30年度	25,821.31	53.61	1,070.02	549.31	881.39	2,745.61	31,121.25
家庭系	15,015.97	40.75	854.55	547.82	829.14	2,745.61	20,033.84
事業系	10,805.34	12.86	215.47	1.49	52.25		11,087.41
令和元年度	25,828.33	60.43	1,069.01	565.87	858.40	2,538.41	30,920.45
家庭系	15,158.50	52.27	876.38	565.80	811.81	2,538.41	20,003.17
事業系	10,669.83	8.16	192.63	0.07	46.59		10,917.28
令和2年度	25,138.35	78.36	1,153.53	574.40	873.50	2,327.97	30,146.11
家庭系	15,238.08	68.81	973.15	574.39	842.01	2,327.97	20,024.41
事業系	9,900.27	9.55	180.38	0.01	31.49		10,121.70
令和3年度	25,605.15	74.26	1,090.14	564.94	837.66	2,229.33	30,401.48
家庭系	15,095.28	60.69	905.25	564.91	812.62	2,229.33	19,668.08
事業系	10,509.87	13.57	184.89	0.03	25.04		10,733.40
令和4年度	25,243.17	72.21	1,063.82	555.81	848.30	2,182.63	29,965.94
家庭系	14,804.87	62.95	875.17	555.80	793.49	2,182.63	19,274.91
事業系	10,438.30	9.26	188.65	0.01	54.81		10,691.03

※端数処理により、図2と表3の値が異なる場合があります

※衣類はガラスびん・ペットボトルの分類に含まれています

イ. 年度別ごみ搬入量の推移

ごみ搬入量とは、ごみ処理場（花巻市清掃センター・岩手中部クリーンセンター）に直接搬入されたごみの量です。

単位：t

年度	可燃物	粗大	不燃物+直接埋立	その他プラ	ガラスびん	ペットボトル	合計
平成30年度	375.47	43.25	97.01				515.73
家庭系	255.63	40.75	74.31				370.69
事業系	119.84	2.50	22.70				145.04
令和元年度	434.15	53.46	104.57				592.18
家庭系	303.19	52.27	89.09				444.55
事業系	130.96	1.19	15.48				147.63
令和2年度	555.34	114.51	121.85				791.70
家庭系	337.47	68.81	106.93				513.21
事業系	217.87	45.70	14.92				278.49
令和3年度	683.48	61.79	114.92				860.19
家庭系	328.35	60.69	104.92				493.96
事業系	355.13	1.10	10.00				366.23
令和4年度	536.09	63.11	120.85				720.05
家庭系	353.04	62.95	112.23				528.22
事業系	183.05	0.16	8.62				191.83

※その他プラ、ガラスびん、ペットボトルの搬入量は不燃物+直接埋立に含まれています

ウ. 令和4年度 家庭系ごみ収集状況

家庭から排出されるごみのうち、ごみ集積所から収集したごみは、次のとおりです。令和4年度は、約16,564 tを収集しました。

地区	項目	稼働日数 (日)	延べ回数 (回)	収集量 (t)	1日当たり収集量 (t/日)	1日当たり回数 (回/日)
花巻	可燃物	207	3,389	10,617.50	51.29	16.4
	不燃物	116	375	488.88	4.21	3.2
	ガラスびん	116	884	347.77	3.00	7.6
	ペットボトル	116	332	129.08	1.11	2.9
	その他プラスチック	246	922	421.47	1.71	3.7
	衣類	4	42	75.56	18.89	10.5
	小計	805	5,944	12,080.26	80.21	44.3
大迫	可燃物	207	415	679.28	3.28	2.0
	不燃物	45	90	46.32	1.03	2.0
	ガラスびん	46	276	33.01	0.72	6.0
	ペットボトル	44	96	12.41	0.28	2.2
	その他プラスチック	98	203	22.75	0.23	2.1
	衣類	4	12	4.77	1.19	3.0
	小計	444	1,092	798.54	6.73	17.3
石鳥谷	可燃物	207	772	2,006.83	9.69	3.7
	不燃物	91	95	149.39	1.64	1.0
	ガラスびん	93	282	76.01	0.82	3.0
	ペットボトル	91	91	29.60	0.33	1.0
	その他プラスチック	99	158	68.78	0.69	1.6
	衣類	4	16	13.14	3.29	4.0
	小計	585	1,414	2,343.75	16.46	14.3
東和	可燃物	207	545	1,148.22	5.55	2.6
	不燃物	70	146	78.35	1.12	2.1
	ガラスびん	114	348	45.92	0.40	3.1
	ペットボトル	114	115	19.70	0.17	1.0
	その他プラスチック	100	112	42.80	0.43	1.1
	衣類	4	8	6.52	1.63	2.0
	小計	609	1,274	1,341.51	9.30	11.9
花巻市	可燃物	828	5,121	14,451.83	69.81	24.7
	不燃物	322	706	762.94	8.00	8.3
	ガラスびん	369	1,790	502.71	4.94	19.7
	ペットボトル	365	634	190.79	1.89	7.1
	その他プラスチック	543	1,395	555.80	3.06	8.5
	衣類	16	78	99.99	25.00	19.5
	合計	2,443	9,724	16,564.06	112.70	87.8

※端数処理により、合計が異なる場合があります

(2)リサイクル活動の推進

ア. 年度別資源回収の推移

資源回収は、地区などで組織された団体による集団回収として行われています。令和4年度は、約2,142 t（ビン類を除く）が回収されました。近年は、スーパーマーケットなどにおける店頭回収の普及などもあり、集団回収での回収量は減少が続いています。

年度	紙類(t)	金属類(t)	布類(t)	合計(t)	ビン類(本)
平成30年度	2,471.67	213.35	2.84	2,687.86	39,532
花巻	1,778.90	155.76	0.14	1,934.80	6,832
大迫	164.74	14.77	0.99	180.50	8,572
石鳥谷	283.14	23.90	1.09	308.13	17,599
東和	244.89	18.92	0.62	264.43	6,529
令和元年度	2,289.90	189.73	2.99	2,482.62	36,613
花巻	1,632.62	137.51	0.22	1,770.35	7,674
大迫	157.05	12.96	0.82	170.83	7,890
石鳥谷	273.13	22.69	1.13	296.95	15,864
東和	227.10	16.57	0.82	244.49	5,185
令和2年度	2,088.44	188.53	0.51	2,277.48	28,150
花巻	1,449.64	133.90	0.10	1,583.64	6,724
大迫	169.93	14.14	0.00	184.07	6,044
石鳥谷	255.79	22.87	0.16	278.82	11,146
東和	213.08	17.62	0.25	230.95	4,236
令和3年度	2,005.06	178.16	0.02	2,183.24	22,655
花巻	1,406.85	125.20	0.02	1,532.07	7,482
大迫	150.38	12.62	0.00	163.00	4,199
石鳥谷	237.82	21.48	0.00	259.30	7,872
東和	210.01	18.86	0.00	228.87	3,102
令和4年度	1,973.75	168.59	0.00	2,142.34	21,655
花巻	1,401.00	117.52	0.00	1,518.52	7,422
大迫	139.26	11.42	0.00	150.68	4,125
石鳥谷	224.13	21.14	0.00	245.27	6,669
東和	209.36	18.51	0.00	227.87	3,439

※紙類は、新聞・段ボール・雑誌・牛乳パックなどです

※金属類は、スチール缶・アルミ缶・その他鉄などです

イ. 廃食用油の工業製品原料への再資源化

循環型社会形成の一環として、市は家庭で使用した食用油を回収し、再資源化する取り組みを行っています。平成28年度までは環境にやさしいバイオディーゼル*を精製し、市所有のトラックや市内運輸業者のバスの燃料として使用してきましたが、車両に不具合が生じる事例があり、また、単価の面からも利用が進まなかったことから使用を中止し、平成29年度からはせっけんなどの工業製品原料としての再資源化に切り替え実施しています。

年度別廃食用油回収量の推移

(単位：t)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
回収量	13,270	12,900	14,830	14,400	12,280

ウ. フリーマーケットの開催

不用品を生き返らせる方法を学び、ものを大切にすることを目的に、市民による市民のためのフリーマーケットを開催しています。平成 12 年には市民組織の「花巻市民フリーマーケットの会」(令和 4 年度会員数 17 名)が誕生し、市民主体によるフリーマーケットが実施されています。

(3)不法投棄対策

不法投棄の発見・通報があった場合は、花巻市公衆衛生組合連合会や警察などの関係機関と連携を図り、調査・回収等を実施しています。令和 4 年度に市で確認・回収した不法投棄の件数は 30 件、回収量は 1.9 t でした。

なお、特に不法投棄が多発する地区には、不法投棄防止看板及び監視カメラを設置しているほか、不法投棄監視員によるパトロールの実施により監視体制の強化を図っています。

年度別不法投棄回収量の推移

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
回収件数 (件)	48	43	37	38	30
回収量 (t)	4.4	2.2	1.3	3.0	1.9

2 具体的施策の取り組み状況

(1)家庭ごみの減量と循環の仕組みづくり

- ①ごみの分別、排出方法の周知のため、家庭ごみ収集分別表及び家庭ごみ収集カレンダーを作成し全戸配布しました。また、インターネット上で市のごみ分別方法等を確認できるよう、ごみ分別辞典ウェブサイト「花巻市ごみ分別辞典」による情報提供を実施しています。【生活環境課】
- ②ごみ減量アドバイザー(1人)を設置し、ごみ集積所における実態調査やごみの分別指導、出前講座の実施により、ごみの減量や資源化への啓発を図りました。【生活環境課】
- ③パソコンなどの小型電子機器や衣類、廃食用油の分別収集を実施しました。【生活環境課】
- ④廃食用油を回収し、工業製品原料(せっけん等)として再資源化を実施しました。【生活環境課】

- ⑤資源集団回収運動の推進のため奨励金を交付したほか、資源集団回収運動を積極的に行った団体を表彰し、市民の資源化意識の高揚を図りました。【生活環境課】
- ⑥大迫地域において、回収した生ごみのたい肥化を実施しました。(たい肥化した生ごみ 21,790 kg)【生活環境課】
- ⑦市で購入する消耗品等の単価契約において、25 品目中 23 品目をグリーン購入法適合商品*で契約しました。【契約管財課】
- ⑧「花巻市民フリーマーケットの会」が主催するフリーマーケットの開催を支援しており、令和4年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大予防の観点から秋に1回のみ開催しました。【生活環境課】

(2)事業ごみ減量の推進

- ①花巻地区廃棄物処理組合を通じ、ごみの適正排出について周知を図りました。【生活環境課】

(3)不法投棄を許さない

- ①不法投棄の早期発見と拡大防止に対応するため、各地域への不法投棄監視員の設置による監視体制を継続しました。(花巻地域2人、大迫・石鳥谷・東和地域各1人)【生活環境課】
- ②不法投棄監視員によるパトロールを実施しました。(118回実施)【生活環境課】
- ③不法投棄防止の啓発看板の配布のほか、不法投棄の常習地に監視カメラを設置し、啓発を図りました。【生活環境課】

(4)啓発活動

- ①出前講座や清掃センターの見学受け入れを実施し、ごみの減量や資源化について意識啓発を図りました。(出前講座8回、施設見学受け入れ730人)【生活環境課・清掃センター】
- ②ごみの減量について市ホームページに掲載したほか、出前講座や環境学習講座等の機会を捉えごみの減量行動を呼びかけました。【生活環境課】
- ③食べ残しによる食品ロス*を減らすため、市ホームページを通じ「30・10(さんまる・いちまる)運動」*を呼びかけ、食品ロスの啓発を行いました。【生活環境課】
- ④出前講座において簡易水切り器を配布し、水切りによる生ごみの減量を呼びかけました。【生活環境課】
- ⑤市内小学校の社会科において出前授業を実施し、ごみの減量及び適正排出にかかる啓発を行いました。(12校)【生活環境課】
- ⑥広報に隔月で特集コーナー「はなまき環境だより」を設け、分別する際の注意点やごみ減量の工夫など、ごみに関するお知らせを掲載しました。【生活環境課】

【基本目標2】 省エネルギー型の暮らしに転換する

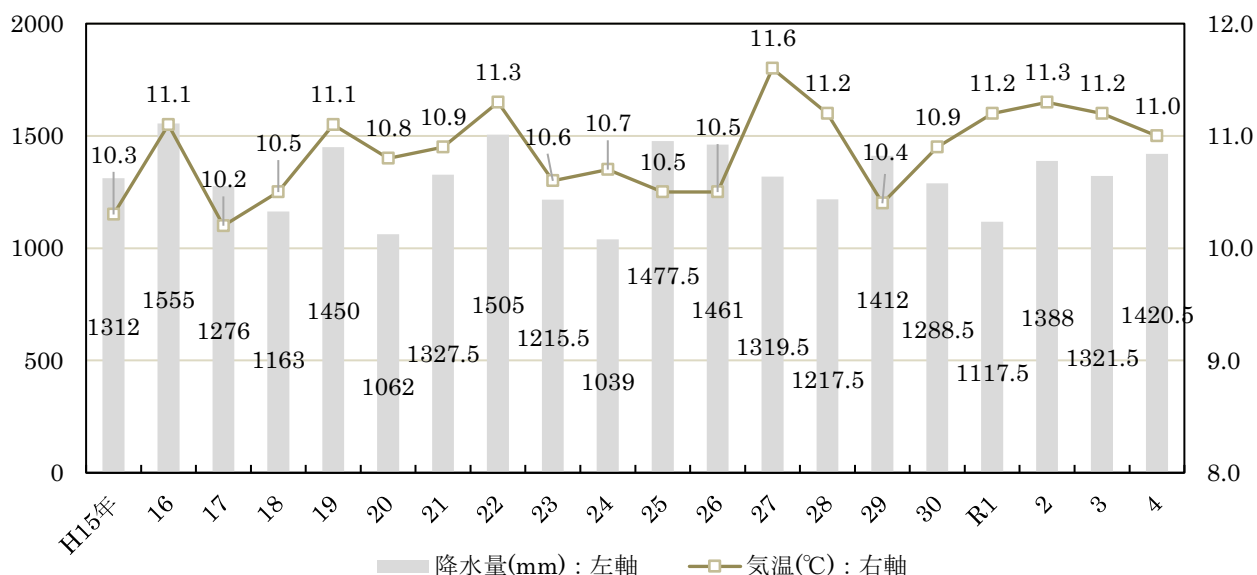
私たちは、自分たちの暮らしが地球環境と深く結びついていることを認識しなければなりません。今、地球環境で問題となっている地球温暖化*の進行を防ぐために私たちにできることは、省エネルギー型の暮らしに変えることです。市民・事業者・市がそれぞれの立場で取り組み、また、地域資源を生かした再生可能エネルギーの普及促進を図ることで地球温暖化対策を推進します。

1 環境の現状

(1) 気候

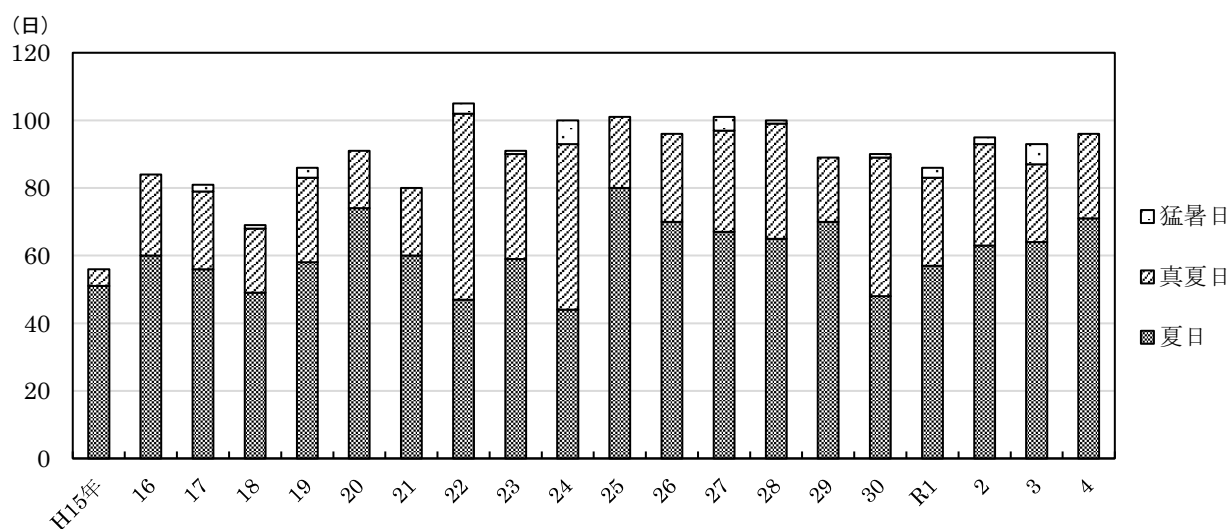
ア. 花巻市の平均気温と年間降水量

平成 15 年から令和 4 年までの、花巻市の平均気温と年間降水量は次のとおりです。令和 4 年の平均気温は 11℃、年間降水量は 1,420.5 mm となっています。



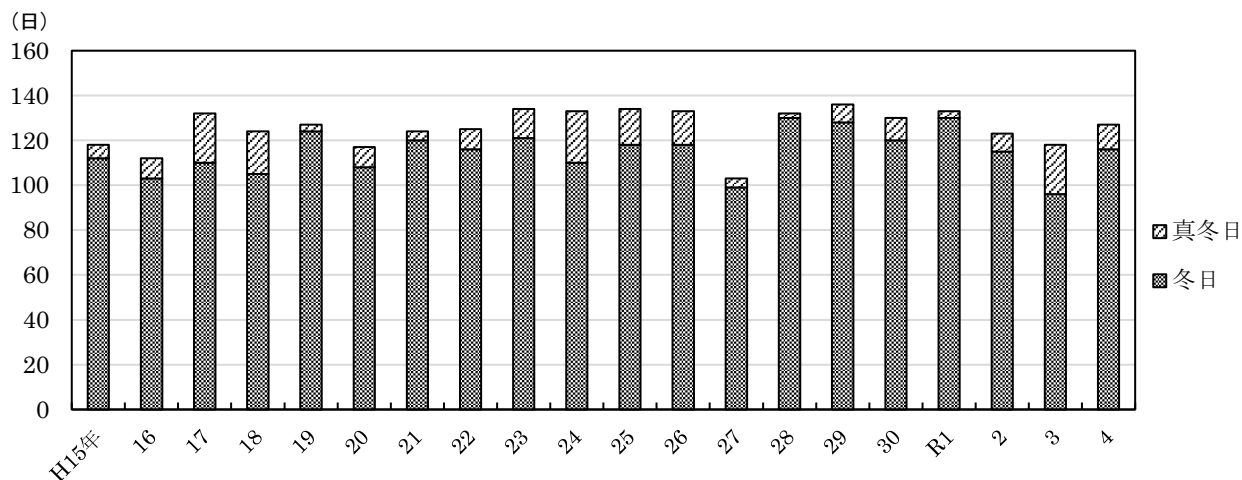
イ. 花巻市の夏日、真夏日、猛暑日の日数

平成 15 年から令和 4 年までの花巻市の夏日、真夏日、猛暑日は次のとおりです。令和 4 年の夏日は 71 日、真夏日は 25 日、猛暑日は 0 日となっています。



ウ. 花巻市の冬日、真冬日の日数

平成15年から令和4年までの花巻市の冬日、真冬日は次のとおりです。令和4年の冬日は116日、真冬日は11日となっています。



※ア、イ、ウのグラフは気象庁のデータを基に作成しています。なお、最高気温が35℃以上の日を猛暑日、30℃以上の日を真夏日、25℃以上の日を夏日、0℃未満の日を真冬日、最低気温が0℃未満の日を冬日といいます

(2)再生可能エネルギーの導入推進

ア. 市内の再生可能エネルギーの導入状況

市内では、令和5年3月から松沢川小水力発電所が稼働したことにより、水力発電所が4カ所、バイオマス発電*所が1カ所稼働しています。また、豊沢ダムの改修工事と合わせた小水力発電所の整備が市内で計画されており、市としてこの事業を支援していくこととしています。太陽光発電所については、一般住宅や事業所の屋根への設置が多く見られますが、近年は、市外の事業者によるメガソーラーの導入が進められている状況があります。

地球温暖化の防止や災害時の対応など、持続可能な社会の実現に向け再生可能エネルギーの導入推進は必要ですが、一方で、開発に伴う土砂災害の発生や自然環境等への影響が懸念される事案が県内でも発生していることから、市では、再生可能エネルギーの導入が自然環境や地域との共生を図りつつ推進されるよう、条例の制定について検討しています。

種別	名称	出力
水力発電所	猿ヶ石発電所 (東北電力株式会社)	3,100kW
	東和発電所 (電源開発株式会社)	27,000kW
	早池峰発電所 (岩手県企業局)	1,400kW
	松沢川小水力発電所 (豊沢川土地改良区)	48.1kW
バイオマス発電所 (木質)	株式会社花巻バイオマスエナジー	6,250kW

イ. 公共施設への再生可能エネルギー設備の導入

市では、地球温暖化防止対策の有効な対策として、小中学校などの公共施設に太陽光発電設備等を導入しています。また、東日本大震災の経験を踏まえ、指定避難所である振興センターなどに、災害時の電源確保の効果もある太陽光発電と蓄電池を組み合わせたシステムを導入しています。

公共施設への再生可能エネルギー設備導入状況

No.	施設名	種類	出力	設置年度
1	花巻市立花巻北中学校	太陽光発電	10kW	H10
2	花巻市立東和小学校	太陽光発電	10kW	H23
3	花巻市立桜台小学校	太陽光発電	25W	H21
4	市民体育館	太陽光発電	11kW	H25
5	定住交流センター	太陽光発電	11kW	H25
6	湯口振興センター	太陽光発電	5kW	H25
7	矢沢振興センター	太陽光発電	5kW	H25
8	内川目振興センター	太陽光発電	5kW	H25
9	好地振興センター	太陽光発電	5kW	H25
10	大瀬川振興センター	太陽光発電	5kW	H25
11	八日市振興センター	太陽光発電	5kW	H25
12	八幡振興センター	太陽光発電	5kW	H25
13	八重畑振興センター	太陽光発電	5kW	H25
14	新堀振興センター	太陽光発電	5kW	H25
15	小山田振興センター	太陽光発電	5kW	H25
16	花北振興センター	太陽光発電	5kW	H25
17	西南地区クリーンセンター	太陽光発電	30kW	H19
18	松園振興センター	太陽光発電	5kW	H26
19	成島振興センター	太陽光発電	5kW	H26
20	大迫振興センター	太陽光発電	5kW	H26
21	外川目振興センター	太陽光発電	5kW	H26
22	谷内振興センター	太陽光発電	5kW	H27
23	大迫総合支所	チップボイラー	200kW	H16
24	花巻市立大迫保育園	チップボイラー	100kW	H17
25	生涯学園都市会館	ペレットストーブ	8,000kcal	H15
26	花巻市立宮野目保育園地域子育て支援センター	ペレットストーブ	8,000kcal	H16
27	養護老人ホームはなまき荘	太陽熱利用		H14
28	市道宮沢賢治記念館線	地中熱	84kW	H27
29	湯口中学校	太陽光発電	10kW	H28

2 具体的施策の取り組み状況

(1) 二酸化炭素の排出抑制

- ①花巻市役所地球温暖化対策実行計画（第3期）に基づき計画を推進するとともに、市が排出する温室効果ガスを算定し、取り組み状況の把握に努めました。（P48～50をご参照ください）【生活環境課】
- ②市（市長部局）が所管する施設等における省エネルギー活動の効果的な推進を図るため、「花巻市エネルギー管理標準」について職員に周知を図りました。【生活環境課】
- ③市が管理する公共施設や学校施設において、照明器具の更新に合わせLED*化を図りました。【市役所本庁本館ほか23施設】
- ④市が設置した防犯灯や街路灯の一部を、リース事業により令和4年3月からLED化しました。また、道路灯・公園施設の照明の修繕・更新にあたり、LED化を図りました。【市民生活総合相談センター・各総合支所市民サービス課・道路課・都市政策課】
- ⑤施設設備の更新の際に二酸化炭素排出係数の低い燃料を原料とする設備に更新しました。【石鳥谷総合支所地域支援室、消防本部】
- ⑥当日予約に対応した予約応答型乗合交通*を、大迫地域、石鳥谷地域、東和地域、西南地域、湯口地区で運行し、地域住民の交通手段の確保を図りました。西南地域では予約乗合バス試乗体験会、東和地域では予約乗合バス利用説明会、Web予約操作説明会を開催しました。【都市政策課】
- ⑦公用車の導入（リース契約）の際は、低公害車*を環境仕様とした契約基準に基づき導入しました。【契約管財課】
- ⑧家庭でできる温暖化対策や省エネ対策等について、市の広報紙やホームページ、コミュニティFMで周知し、意識啓発を図りました。【生活環境課】
- ⑨事業者に対し、国や県が推進する環境配慮に関する認証制度や各種支援制度について、市ホームページを通じて情報提供を行いました。【生活環境課】
- ⑩冷暖房する場所をシェアすることで地域全体のエネルギー消費量の削減につなげる岩手県の取り組み（いわてウォームシェアスポット・いわてクールシェアスポット）において、公共施設3箇所がスポット登録しています。【花巻市博物館、石鳥谷図書館、宮沢賢治童話村】

(2) 再生可能エネルギーの導入推進

- ①木質バイオマス発電への木材の安定供給を図るため、小口での木材の買い取り（家庭で伐採した少量の針葉樹の買い取り）を支援しました。【農村林務課】
- ②木質バイオマス（チップ、ペレット）を利用した暖房を行いました。【大迫保育園・宮野目保育園】
- ③地球温暖化対策をテーマに環境学習講座を開催し、ペットボトル風車の作成を通じて再生可能エネルギーの普及啓発を図りました。【生活環境課】

[基本目標3] 自然を守り、自然と共に暮らす

本市は市街地を取り囲むように里地・里山が広がっており、私たちは豊かな自然の恩恵を受けて暮らしています。この自然を守るためには、環境保全に取り組むとともに、身近な自然と触れ合い、学ぶことも大切です。花巻にあった人と自然の共生の在り方を考えながら、保全活動を進めていきます。

1 環境の現状

(1) 森林の保全

本市の森林面積は市の総面積 90,839ha の 65.3%にあたる 59,317ha で、そのうち国有林面積が 27,268ha（森林面積の 46.0%）、民有林面積は 32,049ha（森林面積の 54.0%）となっています。

森林は、水源の涵養をはじめ生物多様性の保全、地球温暖化の防止、木材等の生産など多面的機能*を有しており、それらの機能を発揮することで市民生活に大きく貢献しています。市は、これらの多面的機能を維持し、良好な森林資源を確保するため、市有林の保育や作業道の整備、森林整備に係る経費への補助、森林経営計画*の作成支援の実施等により森林整備の促進を図るとともに、松くい虫被害の拡大防止、鳥獣による人身・農林産物への被害の防止に努めています。

また、自然観察会や植樹体験等の開催により森林に対する意識の醸成を図るとともに、自伐型林業を推進するためのイベント等を開催するなど、森林整備の担い手の育成に努めるとともに、地域団体等が実施する里山整備活動を支援しています。

ア. 森林整備

市有林の保育（間伐、再造林、植栽、下刈）のほか、効率的な作業の実施と森林施業の集約化を考慮し、作業道の整備を行いました。民有林については、林地台帳の整備や森林経営計画の作成支援などの実施により整備を進めるとともに、市有林を中核に私有林を含めた森林経営計画の共同計画の作成を促進し、森林施業の集約化を図っています。

森林整備面積（民有林）

（単位：ha）

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
整備面積	276	282	234	172	246
実施率	0.8%	0.8%	0.7%	0.5%	0.8%

（資料：花巻市農村林務課）

イ. 森林病虫害による被害の拡大防止

県内の松くい虫被害は県北まで拡大しており、本市は松くい虫がまん延している高被害区域となっています。これまでも被害拡大防止のため駆除作業を実施してきましたが、駆除が追い付かない状況となっていることから、重要な松林周辺や被害先端地区の駆除を重点的に実施したほか、樹種転換*や樹幹注入*による防除対策を行いました。また、被害を防止するため、自らできる防除対策について広報紙等による啓発を行いました。

なお、県内の一部地域で発生が確認されているナラ枯れ*被害については、令和 2 年 12

月 18 日に市内国有林にて被害木が 1 本確認され、市内では初めての確認となりました。被害木は既に駆除しており、他の被害は確認されておりません。今後とも、市の広報紙やホームページを通じ注意を促します。

松くい虫被害量と駆除量

(単位：m³)

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
被害量	4,311	3,140	2,466	2,100	1,284
駆除量	1,576	878	701	998	439

※被害量の数値は、その年度において把握した被害の量

(資料：花巻市農村林務課)

ウ. 鳥獣による農林産物等への被害防止

市内において、鳥獣による農林産物や樹木への被害、生活環境上の問題などが多数発生しています。従来から生息しているツキノワグマやカラス等に加え、近年はニホンジカによる被害が多数発生し、さらには西部地域を中心にイノシシの被害が増えていることから、被害の防止や低減を図るため、花巻市鳥獣被害防止計画に基づき計画的な捕獲活動を実施しています。

農林水産業への被害の増加が全国的に問題となっており、国の指定管理鳥獣となっているニホンジカの捕獲については、捕獲活動に対する国からの補助金を最大限活用し、通年での捕獲を実施しています。令和 4 年度はカラスを捕獲単価のかさ上げ対象にしたことによる捕獲意欲向上により捕獲頭数が増加しました。

被害の拡大防止に向け、捕獲用わなの貸し出しや電気牧柵設置に対する助成、広報紙等を活用した啓発を継続し、意識の高揚を図っていきます。

「花巻市鳥獣被害防止計画」に基づく捕獲頭数

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
捕獲頭数	1,643	1,545	1,790	2,000	1,926	
対象鳥獣	カラス	1,005	975	471	188	348
	カワウ	6	4	3	0	0
	ゴイサギ	0	0	0	0	0
	ウソ	68	73	11	26	24
	ハクビシン	45	52	64	68	58
	イノシシ	3	17	50	82	70
	シカ	502	402	1,160	1,612	1,410
	クマ	14	22	31	24	16

(資料：花巻市農村林務課)

(2)農用地の保全

本市の基幹産業である農業の基礎的資源である農用地は、農業生産活動に利用されるだけでなく、水源涵養や生物多様性の保全、ふるさとの景観の維持等にも重要な役割を果たしています。

近年は、農業従事者の高齢化に伴う担い手不足や農畜産物の生産量の減少など、さまざまな課題に対応するため、農業経営の安定化への支援や農業生産振興、担い手の育成支援などの取り組みを行っています。地域資源を活用し、農畜産物の消費拡大や都市部との交流を図ることを目的に実施しているグリーンツーリズムは、受入農家の高齢化などが影響し受入者数は減少していますが、事業運営に対する支援やウェブサイトを活用した情報発信を継続し、交流人口の拡大に努めています。

また、県内第3位となる本市の15,800haの農地を、将来にわたって適切に保全していくため、農地パトロール（利用状況調査）や農地の適正管理指導を行っているほか、多面的機能支払交付金制度*や中山間地域等直接支払制度*、環境保全型農業直接支払制度*の活用により、耕作放棄地*の発生防止や農地の多面的機能の確保に努めています。

近年は、後継者がいないことや、土地が耕作に適していないなどの理由から遊休農地*が増加する傾向にあるものの、令和4年度は、国等の通知に基づき、遊休農地の解消に向けた取り組みを進め、遊休農地の面積は37.3haとなっています。

遊休農地の面積と解消面積

(単位：ha)

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
遊休農地	30.4	34	42.1	42.4	37.3
解消面積	5.6	1.3	3.1	2.1	10.2

(資料：花巻市農業委員会)

(3)自然保護地域

本市では、早池峰山一帯が国定公園に、花巻温泉郷が県立自然公園に指定されているほか、胡四王山地域が県の環境緑地保全地域*として指定されています。

これらの自然公園については、自然公園保護管理員による巡視や利用者へのマナー啓発などが行われ、適正な利用が図られていますが、早池峰山ではニホンジカによる高山植物への食害が問題となっており、国や県による防鹿柵設置などの対策が行われています。胡四王山地域については、本市の重要な観光資源ともなっていることから、下刈や除伐、病害虫駆除などの森林整備を実施しました。

また、鳥獣保護区*として早池峰山、毒ヶ森、志戸平、田瀬ダム、花巻温泉、豊沢ダム、花巻広域公園、戸塚森森林公園の8箇所が指定されており、うち早池峰山と花巻温泉が特別保護地区に指定されています。

(4) 希少な動植物

市内では、天然記念物として「早池峰山及び薬師岳の高山帯・森林植物群落」「カズクリ自生地」「花輪堤ハナショウブ群落」の植物3件が国の指定を、「花巻矢沢地区のゼニタナゴ生息地」（動物）と「北笹間のナラカシワ」（植物）が県の指定を受けています。また、「胡四王山のヒメギフチョウ群棲地」の動物1件のほか、植物46件、地質鉱物3件を市の天然記念物として指定しています。

なお、平成26年に改訂された岩手県の「いわてレッドデータブック(2014年版)」(令和2年3月末時点の掲載種1,096種)の記録によると、本市では動物172種、植物237種が希少な動植物として選定されています。

市内のおもな天然記念物の現状

名 称	指定区分	現 状
早池峰山及び薬師岳の高山帯・森林植物群落	国特別	早池峰山では、岩石崩落の影響により河原の坊登山コースの閉鎖が続いています。また、ニホンジカによる高山植物の食害が深刻化しており、所有者(国)による防鹿柵の設置のほか、関係機関によるシカの調査や捕獲が行われています。
カズクリ自生地	国	大小無数のイガを長く連ねた状態が見られます。害虫防除や施肥による保護を行っています。
花輪堤ハナショウブ群落	国	指定地及び周辺的环境変化によりノハナショウブの花茎数の減少が顕著となっていることから、花輪堤ハナショウブ群落保存管理検討委員会を設置し、保存管理に関する調査等を行っています。除草試験等により開花花茎数は五千本程度にまで回復しています。
花巻矢沢地区のゼニタナゴ生息地	県	生息が確認されており、地元の保存活動団体による保護活動が継続して行われています。
北笹間のナラカシワ	県	健全な状態で保存されています。
胡四王山のヒメギフチョウ群棲地	市	生息が確認されています。

(5) 花巻に生息する動植物の現状

市では、「花巻の豊かな自然(野生動植物資料集)」(2007年3月発行: 県南広域振興局花巻総合支局保健福祉環境部)に掲載されている「花巻の大切にしたい動植物リスト」の確認調査のため、平成28年度より市内で見かけた動植物についてのアンケート調査を行っています。

初回の平成28年度調査では、市内の環境保全活動団体に対し、植物10種と動物11種を調査対象として回答を依頼しましたが、平成29年度からは環境保全活動団体のほか環境マイスターにも依頼し、「花巻の大切にしたい動植物リスト」に掲載されているすべての動植物について調査しています。また、調査結果については、回答いただいた団体及び環境マイスターに報告したほか、市ホームページに掲載しています。

《アンケート調査の概要》

○調査期間 令和4年2月1日～令和5年1月31日

○調査対象の動植物

「花巻の豊かな自然（野生動植物資料集）」に掲載されている、植物253種、動物173種

○回答者

市内で環境保全活動を実施している11団体及び環境マイスター10名（自然環境分野）に回答を依頼し、うち8団体と環境マイスター8名から回答を得ました。

○調査結果

見かけた種の数 ※（ ）内は令和3年度の調査結果

- ・シダ植物 13種中6種（R3 9種）
- ・種子植物 240種中137種（R3 141種）
- ・淡水魚類 8種中8種（R3 7種）
- ・両生類 7種中7種（R3 7種）
- ・爬虫類 4種中2種（R3 1種）
- ・鳥類 68種中45種（R3 46種）
- ・哺乳類 16種中8種（R3 7種）
- ・昆虫類 59種中19種（R3 15種）
- ・甲殻類 1種中1種（R3 1種）
- ・淡水産貝類 6種中6種（R3 5種）
- ・陸生貝類 4種中0種（R3 0種）

初回（平成28年度）より調査を始め、今回で7年目となる植物10種、動物11種のうち、7年続けて「見かけた」との回答が得られなかった種は、シダ植物の「タニヘゴ」と、種子植物の「イワキンバイ」でした。

(6)水生生物による水質調査

河川に生息する生物を指標とした水質調査は全国的に実施されています。特別な機材を用いないため誰でも参加でき、参加者には身近な自然環境に接し、身近な環境問題への関心を高める機会となっています。令和4年度において、本市では小学校など12団体、のべ399人の協力を得て、12地点で調査が行われました。その結果、水質階級Ⅰ級「きれいな水」が11地点、水質階級Ⅳ級「とてもきたない水」が1地点でした。（表4、5）なお、岩手県が作成する、県内で実施された水生生物による水質調査結果を取りまとめた「水生生物を指標とした岩手県の河川水質マップ」を、調査結果資料として実施団体に送付しました。

表 4 水質指標

水質階級		指標生物
I	きれいな水	ナミウズムシ、ヒラタカゲロウ類、カワゲラ類、サワガニ、ヘビトンボ ブユ類、アミカ類、ナガレトビケラ類、ヤマトビケラ類、ヨコエビ類
II	ややきれいな水	カワニナ類、コオニヤンマ、ヒラタドロムシ類、コガタシマトビケラ類 ゲンジボタル、オオシマトビケラ、イシマキガイ、ヤマトシジミ
III	きたない水	ミズムシ、シマイシビル、タニシ類、ミズカマキリ、イソコツブムシ類 ニホンドロソコエビ
IV	とてもきたない水	エラミミズ、サカマキガイ、アメリカザリガニ、ユスリカ類、チョウバエ類

表 5 令和 4 年度 水生生物による水質調査実施状況

学校名・団体名	参加人数	河川名	場所	水質階級
花巻小学校	43	後川	鳥谷崎公園内	IV
	48	豊沢川	道地橋付近	I
若葉小学校	101	豊沢川	道地橋付近	I
大迫小学校	18	中居川	大迫小学校付近	I
石鳥谷小学校	46	葛丸川	河川公園付近	I
八幡小学校	19	葛丸川	葛丸橋付近	I
八重畑小学校	11	稗貫川	新稗貫川橋付近	I
新堀小学校	18	三竹堂水路	三竹堂バス停付近	I
花巻北中学校総合文化部	30	枇杷沢川	こぶし橋付近	I
石鳥谷中学校総合文化部	15	葛丸川	葛丸一の橋付近	I
湯本地区農地・水・環境 保全組織小瀬川支部	20	鍋割川	小瀬川第 9 地割地内	I
花南わんぱく学童クラブ	30	豊沢川	道地橋付近	I

2 具体的施策の取り組み状況

(1) 里地・里山の保全

- ①本市に生息する鳥獣による人的被害や農作物への被害を防止するため、花巻市鳥獣被害防止計画に基づき駆除を実施したほか、花巻市有害鳥獣被害防止対策協議会において、対策の検討や啓蒙活動を行いました。【農村林務課】
- ②ニホンジカの捕獲に対する国の支援事業を活用した捕獲活動を通年で実施したほか、ニホンジカ及びイノシシの捕獲活動を遠隔操作あるいは自動捕獲と捕獲時の通知を可能とする ICT 機器を利用して行いました。【農村林務課】
- ③農産物の地産地消の推進を図るため、花巻市産直スタンプラリーを実施しました。(1～3月、応募者 355 人)【農政課】
- ④地元の農産物について知り、地場製品の良さを認識してもらうため、学校給食への地元産食材の提供を行うなどの取り組みを支援しました。【学務管理課学校給食管理室・農政課】
- ⑤木材の地産地消の推進を図るため、花巻市公共建築物等木材利用基本方針に基づき、公共施設での木材利用を促進しました。(木材使用量 341.5 m³)【農村林務課】
- ⑥優良農地の確保と有効利用、荒廃、違反転用の発生防止などを図るため、市及び農業委員・農地利用最適化推進員による農地パトロール(利用状況調査)を実施しました。(7・11月の2回実施)【農業委員会・農政課】
- ⑦森林資源の活用を推進するため、木質資源活用支援事業により、森林所有者に対しバイオマス発電燃料材納入時の運搬経費や松くい虫被害木活用に対する補助を行っていますが、令和4年度は松くい虫被害木の活用はありませんでした。(運搬量 362.06 t、うち松くい虫被害木 0 t)【農村林務課】
- ⑧耕作放棄地の発生を防止するため、中山間地域等直接支払交付金を交付し、農業生産活動を継続するための取り組みを支援しました。(協定数 111 団体)【農村林務課】
- ⑨多面的機能支払交付金を活用し、農業の多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動(水路の泥上げや農道の保全、補修、外来種駆除など)を支援しました。(活動組織 114 組織)【農村林務課】
- ⑩環境保全型農業直接支払制度を活用し、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い農業生産活動(化学肥料を使わない土づくり、有機農業など)を支援しました。【農政課】
- ⑪良好な森林資源を確保するため、下刈や間伐等の森林整備を進めるとともに、松くい虫被害の拡大防止などに努めました。【農村林務課】
- ⑫民有林の森林整備を進めるため、森林所有者等が実施する森林経営計画の作成を支援しました。【農村林務課】
- ⑬岩手南部森林管理署、岩手南部森林管理署遠野支署、花巻市森林組合、花巻市の4者による花巻東部地域森林整備推進協定に基づき、民有林と国有林による路網の整備や間伐等の推進など連携した取り組みを実施しました。【農村林務課】
- ⑭ツキノワグマなど人身被害を及ぼす動物に対する安全対策を周知するため、市ホームページや広報車による広報活動を行いました。【農村林務課】
- ⑮森林山村多面的機能発揮対策事業交付金を活用し、里山林の保全や森林資源の利活用などの取り組みを支援しました。(7団体)【農村林務課】
- ⑯森林環境譲与税*を活用し、森林所有者、地域住民自らによる地域の里山整備の取り組み

を支援しました。(6団体)【農村林務課】

(2)すぐれた自然環境と市全体の生物多様性の保全

- ①早池峰国定公園及び花巻温泉郷県立自然公園に自然公園保護管理員を配置し、自然公園区域内の景観及び動植物の保護と公園の適正な利用を図るとともに、必要に応じて来訪者への指導を行いました。【大迫総合支所地域振興課・観光課】
- ②早池峰地域の生態系や自然環境を良好に保全するため、岩手県や市が構成員として所属する早池峰地域保全対策事業推進協議会(岩手県設置)が行う移入植物の駆除(2回)や、国・県の防鹿柵設置作業への協力を行いました。【大迫総合支所地域振興課】
- ③自然環境保全と登山者の車両乗り入れの抑制による排ガス低減を図るため、登山口までのシャトルバスを運行したほか、花巻市内から早池峰環境保全バスを運行しました。【大迫総合支所地域振興課】
- ④県の環境緑地保全地域に指定されている胡四王山地域の森林を守るため、枯損木の処理や病害虫の駆除などの森林保全整備を行いました。【農村林務課】
- ⑤河川の定期的な清掃活動やモニタリング等、河川の環境や生態系を維持するための活動を支援しました。【農政課】
- ⑥市内の環境保全団体及び環境マイスター(自然環境分野)へのアンケート調査を実施し、本市に生息する動植物の情報を収集しました。【生活環境課】
- ⑦外来植物の植生の拡大防止・駆除について、市の広報紙やホームページを通じて周知し、意識啓発を図りました。【生活環境課】
- ⑧希少生物(ゼニタナゴ)生息地の保全を図るため、地域団体が実施する保全活動(草刈り等)を支援しました。【生活環境課】

(3)自然との触れ合いの推進

- ①自然と触れ合うことができる機会を提供するため、環境マイスター派遣や環境学習講座を実施しました。【生活環境課】
- ②森林の保全を推進するため、里山管理のための知識、技術などを学ぶスモールフォレストカレッジ*等各種講座の開催により森林に触れる機会を提供し、意識啓発を図りました。【農村林務課】
- ③市民が安心して自然と触れ合うことのできる場を確保するため、公園や遊歩道などの維持管理(草刈り等)を行いました。【都市政策課】
- ④地域の自然について学ぶための学習会を開催(2回)し、自然保護に対する意識啓発を図りました。【大迫総合支所地域振興課】
- ⑤豊かな自然や食文化を活用したグリーンツーリズムを実施し、都市部との交流を図りました。【農政課】
- ⑥県立自然公園の適正な維持管理のため、県立自然公園条例による行為等の許可申請などの届出の審査を行いました。(処理件数6件)【生活環境課】
- ⑦「いわてレッドデータブック(2014年版)」、「花巻の豊かな自然(野生動植物資料集)」及び、環境マイスター(自然環境分野)からの情報と写真を元に作成した、市内の自然観察場所と動植物を紹介するリーフレット「大切にしたい花巻の「いきもの」・はなまき自然マップ」を環境学習講座参加者等に配布しました。【生活環境課】

[基本目標4] きれいな環境で安心な暮らしを守る

本市の空気や水などがきれいであることは誇れることであり、安心・安全な暮らしには、欠かせないものです。この良好な環境を汚さないで次世代へ継承していくことは、私たちの責務です。日常の活動に伴い生じる身近な環境問題に対処し、広域的な問題にも理解を深めながら、更なる環境改善に取り組んでいきます。

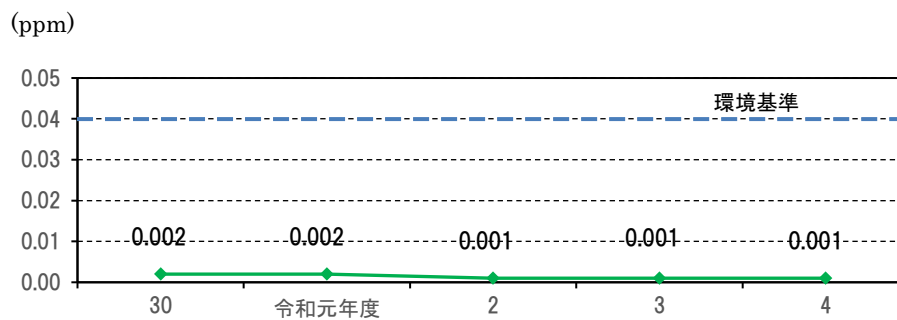
1 環境の現状

(1) 大気環境

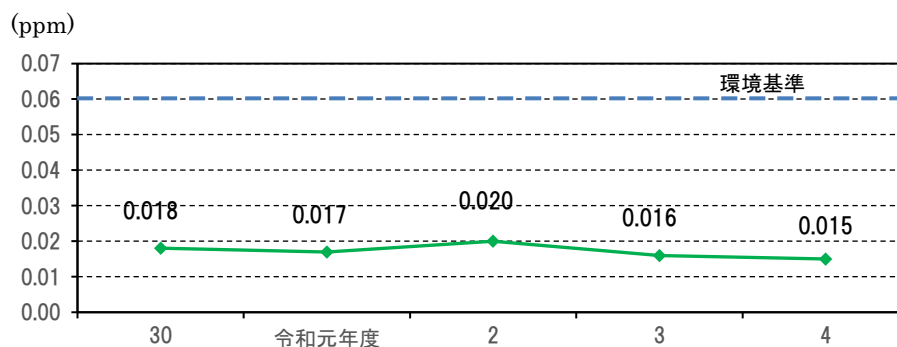
市では、市内の主要2地点で降下ばいじん*量調査を実施するとともに、公害防止協定*締結事業所の自主的な調査により大気汚染物質の排出量の監視を行っています。

また、岩手県では、昭和60年度から市内に常時監視システムを設置し、より詳細な調査を行っています。大気汚染物質濃度の年平均値は、常に環境基準内でほぼ横ばいに推移しており、大気環境は良好に維持されています。(図3・速報値)

二酸化硫黄(SO₂) ※日平均値の2%除外値



二酸化窒素(NO₂) ※日平均値の年間98%値



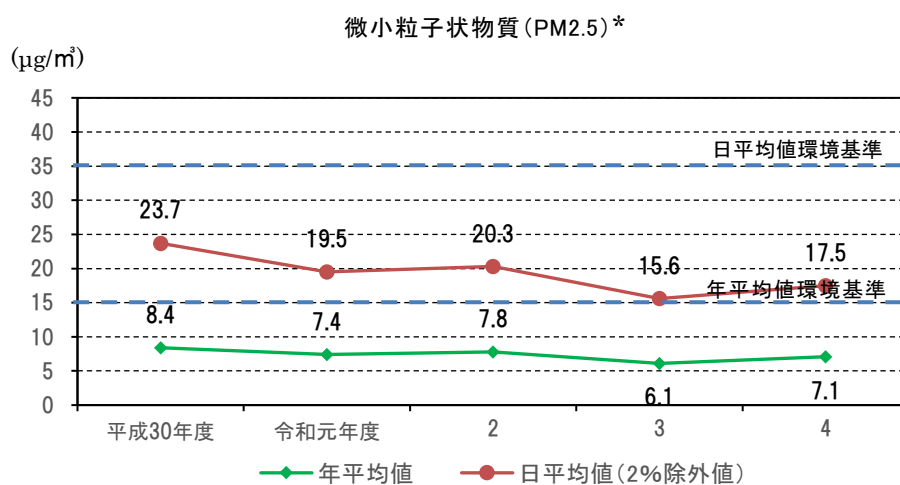
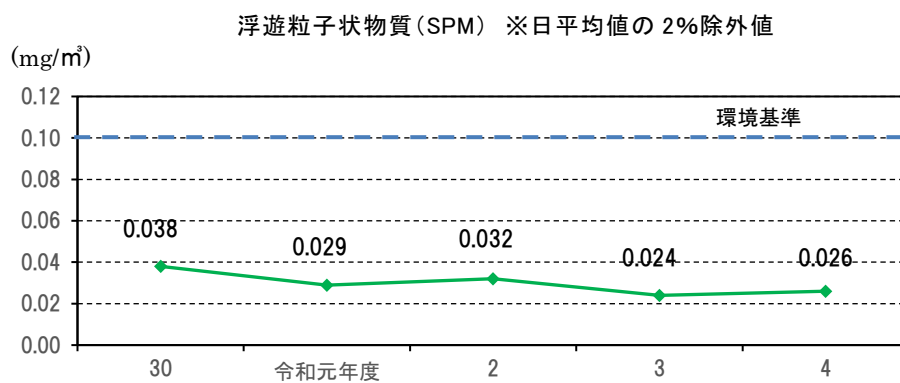


図3 大気質の状況

出典：国立環境研究所ホームページー環境数値データベース、岩手県測定結果

(2)水質

ア. 河川水質調査

市内の河川水質は、国・県（図4・速報値）と、市（表6）が調査をしています。

市内を流れる小河川の水質は、下水道への接続率の増加と水質浄化のための積極的な啓発活動などの結果、大幅に改善されてきています。しかし、市街地内を流れている都市河川は、生活雑排水等による汚濁負荷量が年々減少しているにもかかわらず、水量が少なく希釈されないため、ほかの河川と比較して、水質が悪い傾向にあります。

なお、令和4年度、北上川等の環境基準適用河川では、全て基準を達成しています。

湖沼については、豊沢ダムは水質の改善が見られましたが、田瀬ダムは基準をわずかに超過しました。

河川 (BOD)	A	B	C	D	E	F	G	
(A類型 環境基準 2mg/ℓ以下)	BOD75%値	1 未満	1 ~ 2 以下	2.1 ~ 3 未満	3 ~ 4 未満	4 ~ 5 未満	5 ~ 10 未満	10 以上
湖沼 (COD*)	①	②	③					
(A類型 環境基準 3mg/ℓ以下)	COD75%値	3 以下	3.1 ~ 4 未満	4 ~ 5 未満				単位 : mg/ℓ

河川・ダム名		年 度				
		H30	R1	R2	R3	R4
河 川	北上川 (朝日橋)	B	B	B	A	B
	豊沢川 (新淵橋) (桜橋)	A	A	A	A	A
		A	A	A	A	A
	猿ヶ石川 (安野橋)	A	B	B	A	A
	瀬川 (落合橋) (小舟渡橋)	A	A	A	A	A
		A	A	A	A	A
	稗貫川 (稗貫川橋) (新岳南橋)	A	A	A	A	A
		A	A	A	A	A
葛丸川 (葛丸橋)	A	A	A	A	A	
添市川 (添市橋)	B	A	A	A	A	
湖 沼	豊沢ダム (ダムサイト)	①	①	①	②	①
	田瀬ダム (ダムサイト)	①	②	③	①	②

図4 水質調査結果経年変化図 (環境基準適用河川)

表6 市内河川の水質（BOD）

単位：mg/l

	河川名	測定地点	H30	R1	R2	R3	R4
花巻地域	後川	駅洞門下	1.5	1.1	1.1	1.5	1.2
	後川	鳥谷ヶ崎橋	1.6	1.2	1.2	1.4	1.4
	瀬川	上川原橋	0.5	0.5	0.7	0.5未満	0.7
	瀬川	下似内橋	1.3	1.0	0.9	1.2	1.2
	滝の沢川	滝の沢橋	1.6	1.2	1.5	1.2	1.9
	滝の沢川	JR鉄橋下	1.6	1.2	1.5	1.3	1.3
	大堰川	旧労働基準協会	2.0	1.6	1.2	1.4	1.8
	大堰川	青少年ホーム	1.9	1.9	1.9	1.5	2.1
大迫地域	稗貫川	鳥長根橋	0.5	0.5未満	0.5未満	0.7	0.5未満
	稗貫川	下水処理場上流	0.7	0.5未満	0.5未満	0.5	0.5
	大沢川	川村養豚場上流	0.5	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満
	大沢川	川村養豚場付近	6.1	37.0	4.6	2.7	0.5未満
	大沢川	藤原養豚場付近	1.0	1.4	0.5未満	1.0	0.9
	大沢川	新小田橋	0.6	0.9	0.5未満	0.9	0.6
	折壁川	上の橋	0.5	0.5未満	0.5未満	0.5	0.5未満
	梅の木沢	ごみ最終処分場付近	1.0	0.5	0.5未満	0.8	1.0
	小又川	立石橋	0.5	0.5	0.5未満	0.5未満	0.5未満
	八木巻川	堅岩橋	1.0	0.5	0.7	0.5	0.7
	旭の又川	宗五郎橋	0.5	0.5未満	0.6	0.5未満	0.6
	仲居川	いろは橋	0.7	0.5	0.5未満	0.5	0.5未満
石鳥谷地域	上口川	上町公園付近	1.0	2.2	1.4	0.8	1.4
	薬師堂川	樋門付近	1.3	1.7	1.3	1.1	1.4
	塚根堰	矢川自工付近	1.6	1.6	1.0	1.2	2.1
	大沢口川	石鳥谷石油付近	1.1	1.2	1.2	1.1	1.2
	小通川	石鳥谷医療センター付近	1.6	0.9	1.2	1.0	1.5
	耳取川	北向橋	1.1	1.2	0.9	1.1	1.2
	滝沢川	柳館橋	1.1	1.1	1.0	1.3	1.3
	直町都市 下水路	江曾10地割内	1.4	1.6	2.4	1.4	2.0
東和地域	猿ヶ石川	上瀬橋	0.5	0.5未満	0.5未満	0.5	0.8
	猿ヶ石川	毘沙門橋	0.5	0.5	0.5未満	0.5	0.7
	毒沢川	明戸橋	0.7	0.6	0.9	0.9	1.1
	添市川	絹川新橋	0.9	0.6	1.0	1.1	1.3
	八幡沢川	猿ヶ石川合流点	5.0	4.9	2.5	2.2	2.0
	稚鍋川	白山橋	0.5	0.5未満	0.8	0.5	1.0
	白土川	白土橋	0.5	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.8
	明神川	谷内浄水場付近	0.5	0.6	0.7	0.8	0.8
	倉沢川	橋本橋付近	0.8	1.0	0.6	1.0	1.4

※表6の測定地点は、環境基準点ではないため、環境基準が適用されません

イ. 公害防止協定締結事業所排水水質検査

市では、公害防止協定に基づき、公害防止協定締結事業所を対象に排水の水質検査を実施しています。水質検査は、各事業所との公害防止協定において協定値が定められている項目について実施するもので、いずれかの項目において協定値を超過していた事業所に対しては、再検査または改善措置を講じるよう指導をしています。

令和4年度は18事業所で水質検査を実施し、3事業所で協定基準（BOD等）を超過しました。

公害防止協定締結事業所排水水質検査結果

項目	測定地点数(事業所数)	基準達成地点数(事業所数)
水素イオン濃度(pH)	19(18)	19(18)
<u>生物化学的酸素要求量(BOD)</u>	19(18)	18(17)
化学的酸素要求量(COD)	11(11)	11(11)
<u>浮遊物質</u> 量(SS)	19(18)	18(17)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	10(9)	10(9)
<u>大腸菌群</u> 数	15(14)	13(12)
銅含有量	0	0
亜鉛含有量	1(1)	1(1)
溶解性鉄含有量	2(2)	2(2)
溶解性マンガン含有量	0	0
クロム含有量	0	0
シアン化合物	0	0
鉛及びその化合物	0	0
六価クロム化合物	0	0
ふっ素及びその化合物	0	0
ニッケル及びその化合物	0	0
溶存酸素(DO)	1(1)	1(1)
トリクロロエチレン等3物質	1(1)	1(1)

採水日 花巻地区 R4.10.18 石鳥谷地区 R4.10.25・R4.11.1

東和地区 R4.11.1

※水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)、浮遊物質(SS)、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、大腸菌群数の5項目については、18事業所のうち1事業所が2箇所での測定を実施しています

(3)騒音

ア. 自動車騒音

市内の一般道2路線で騒音の測定調査をした結果、市道材木町下二枚橋線で昼頃に環境基準を超過しました。(表7、図5)

また、高速道路については、東北自動車道沿道4地点において騒音測定を実施した結果、全ての時間帯で環境基準に適合していました。(表8、図5)

表7 自動車騒音測定結果

	測定路線名 (測定地点)	用途地域	時間帯 区分	測定値 (dB)	環境基準 (dB)	比較 結果	測定日
1	主要地方道花巻大曲線 (花巻市豊沢町182-5)	第一種住居地域	昼	65	70	◎	R4.10.19~10.20
			夜	56	65	◎	
2	市道材木町下二枚橋線 (花巻市桜台1-6-21)	商業地域	昼	66	65	×	R4.10.13~10.14
			夜	60	60	○	

※ 比較結果 ◎：環境基準を満足 ○：環境基準と同値 ×：環境基準を超過

※ 昼間とは午前6時から午後10時まで、夜間とは午後10時から翌日の午前6時までの時間帯です。

表8 東北自動車道騒音測定結果

	測定地点	浦和からの 距離 (km)	路肩の 高さ (m)	路肩からの 距離 (m)	時間帯 区分	測定値 (dB)	環境基準 (dB)	比較 結果	測定日
1	中根子字拾六古館前35-2	473.51	3.0	55.0	昼	52	70	◎	R4.11.6~11.9
					夜	48	65	◎	
2	中北万丁目645-36	475.75	3.5	5.5	昼	64	70	◎	R4.11.6~11.9
					夜	59	65	◎	
3	中根子字堂前34-6	473.77	3.0	24.2	昼	56	70	◎	R4.11.6~11.9
					夜	52	65	◎	
4	石鳥谷町大興寺3-9	485.90	5.0	7.3	昼	59	70	◎	R4.11.6~11.9
					夜	55	65	◎	

※ 比較結果 ◎：環境基準を満足 ○：環境基準と同値 ×：環境基準を超過

※ 昼間とは午前6時から午後10時まで、夜間とは午後10時から翌日の午前6時までの時間帯

イ. 航空機騒音

花巻空港は通常、札幌便3往復、名古屋便4往復、大阪便4往復、神戸便1往復、福岡便1往復が毎日就航し、台北便1往復が週2回就航しています。

この航空機騒音は、県において測定調査されており、騒音測定地点は、空港の北側に3地点、南側に3地点の計6地点に設けられています。そのうち、2地点については季節ごとに年4回、その他4地点については年1回の測定を行っています。通年の測定値は、ほぼ横ばいで推移しており、基準値に適合しています。

花巻空港航空機騒音調査結果

地点番号	地域類型	基準値(Lden)	所在地	通年測定値(Lden)				
				H30	R1	R2	R3	R4
N1	無指定	—	石鳥谷町西中島3-16	52	—	—	—	—
N2	無指定	—	石鳥谷町西中島1-18-2	50	50	—	45	49
N3	I	57.0	石鳥谷町小森林5-220-1	48	—	—	—	—
N4	無指定	—	二枚橋南1丁目46-3	—	43	—	41	44
N5	I	57.0	石鳥谷町黒沼3-83-2	—	48	—	44	46
S1	無指定	—	下似内8-142	47	49	—	47	47
S2	無指定	—	上似内6-130-1	39	38	—	35	39
S3	I	57.0	下似内4-36-1	49	50	—	47	49

※「Lden(時間帯補正等価騒音レベル)」とは、個々の航空機騒音の単発騒音暴露レベル(LAE)に夕方(午後7時～午後10時)のLAEには5デシベル、深夜(午後10時～翌7時)のLAEには10デシベルを加え、1日の騒音エネルギーを加算し1日の時間平均をとって評価した指標

※令和元年度より2地点について調査地点が変更となっています(N4、N5)

※令和2年度は新型コロナウイルスの影響により、調査は未実施

ウ. 東北新幹線鉄道騒音

東北新幹線は、平成28年3月の北海道新幹線開通以降、新花巻駅の発着および通過列車の増加、高速化が進んでいます。

令和4年度、東北新幹線鉄道の騒音測定は、軌道中心から25m地点と50m地点、合わせて8地点で実施した結果、7地点が環境基準を超過しました。

東日本旅客鉄道株式会社では、防音壁の設置など騒音防止対策を実施しておりますが、継続して環境基準を超過していることから、県と関係市町村合同により、毎年、東日本旅客鉄道株式会社に対して騒音防止対策を強化するよう要請しています。

東北新幹線鉄道騒音測定結果

番号	測定地点		東京起点距離(km)	軌道中心からの距離(m)		騒音レベルdB(A)	列車速度(km/h)	環境基準類型基準値dB以下	用途地域	構造		軌道種類	防音壁	測定年月日
										種類	高さ			
1	高松第8地割	東	460.6	25	※79	278	Ⅱ類型	無指定	高架	5.2	スラブ	直壁2m	R4.11.21	
				50	※76									
2	胡四王一丁目23	西	463.6	25	※78	292	Ⅰ類型	第一種住居地域	高架	9.9	スラブ	直壁2m	R4.11.21	
				50	※75									
3	石鳥谷町新堀7-76	東	472.8	25	※82	309	Ⅱ類型	無指定	高架	5.9	スラブ	直壁2m	R4.11.22	
				50	※77									
4	石鳥谷町新堀52-17	東	470.4	25	※76	301	Ⅱ類型	無指定	高架	5.0	スラブ	直壁2m	R4.11.22	
				50	73									

※環境基準を超えた測定値

エ. 一般環境騒音

市では、市内の一般地域と道路に面する地域の環境騒音調査を実施しており、昭和 63 年 12 月には、県が騒音の環境基準の地域指定を行いました。

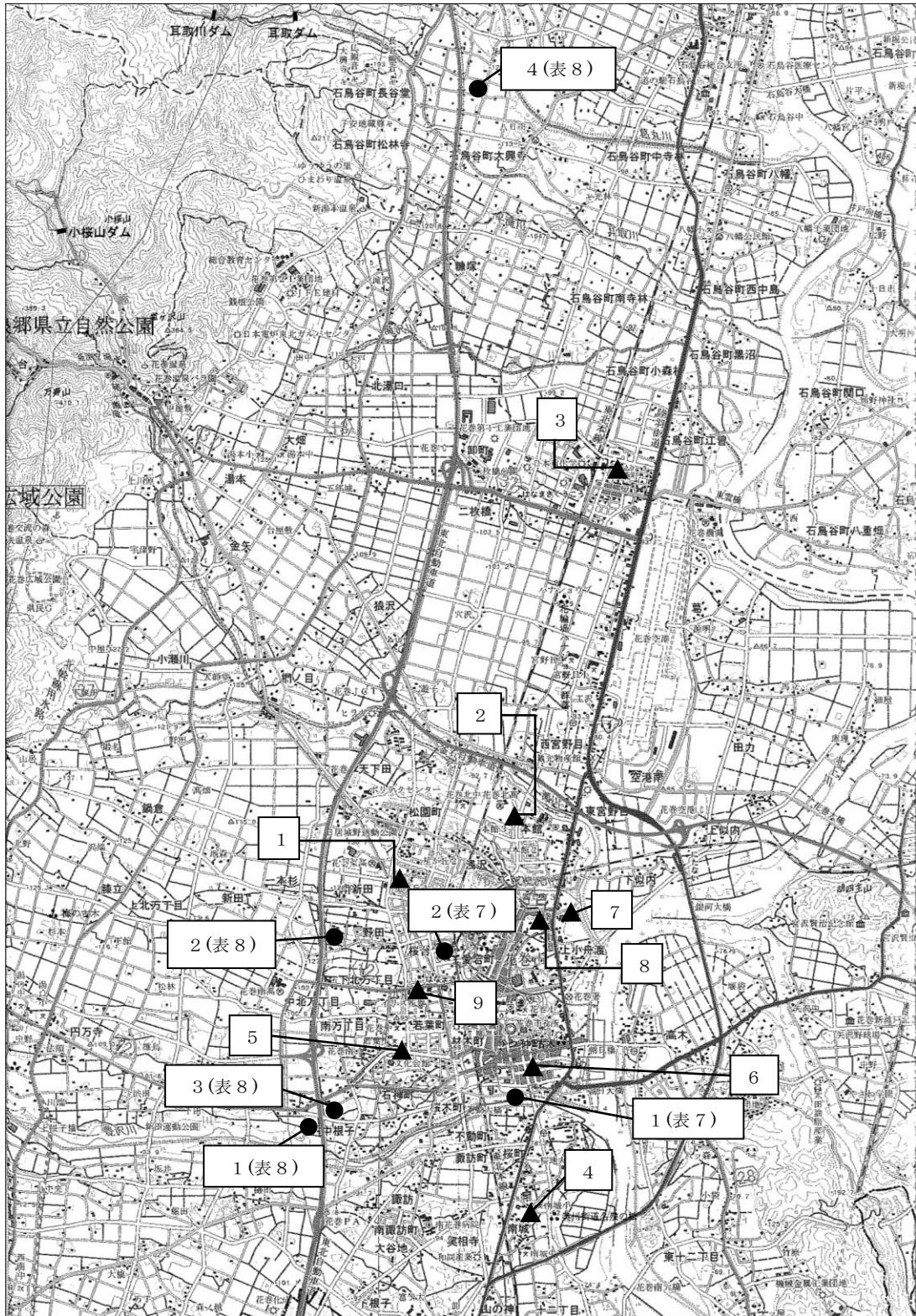
令和 4 年度に一般地域 9 地点で測定した結果、1 地点で環境基準を超過しました。(表 9、図 5) 昨年と同一の調査地点で環境基準を上回ったのは、宅地造成や大規模店舗の進出もあり、交通量も増加していることが原因とみられます。そのほか、車やバイクのスピード超過や道路のへこみも騒音の原因となることから岩手県に情報を提供していきます。

表 9 環境騒音測定結果

番号	測定地点	用途地域	時間帯	環境基準	等価騒音レベル	比較結果	昨年度測定等価騒音レベル(dB)	昨年度比較結果
			区分	(dB)	(dB)			
1	花巻市星が丘1-20-13	第一種低層住居専用地域	昼間	55	51	◎	52	◎
			夜間	45	47	×	50	×
2	花巻市本館54 花巻北高校付近	第一種中高層住居専用地域	昼間	55	47	◎	48	◎
			夜間	45	43	◎	41	◎
3	花巻市二枚橋町北1-52	第二種中高層住居専用地域	昼間	55	48	◎	51	◎
			夜間	45	39	◎	37	◎
4	花巻市南城57 花南振興センター付近	第一種住居地域	昼間	55	53	◎	53	◎
			夜間	45	43	◎	45	◎
5	花巻市若葉町3-16-24 花巻図書館付近	第二種住居地域	昼間	55	48	◎	49	◎
			夜間	45	39	◎	44	◎
6	花巻市豊沢町6-35	商業地域	昼間	60	49	◎	48	◎
			夜間	50	45	◎	39	◎
7	花巻市下似内17-79	工業地域	昼間	60	51	◎	52	◎
			夜間	50	42	◎	40	◎
8	花巻市四日町3-22-25	準工業地域	昼間	60	50	◎	51	◎
			夜間	50	41	◎	38	◎
9	花巻市西大通り2-13-8 はなまきボラン保育園付近	近隣商業地域	昼間	60	55	◎	55	◎
			夜間	50	47	◎	45	◎

※ 比較結果 ◎：環境基準を満足 ○：環境基準と同値 ×：環境基準を超過

※ 昼間とは午前6時から午後10時まで、夜間とは午後10時から翌日の午前6時までの時間帯です。



【凡例】
 調査地点
 ●：道路に面する地域(表7、8関係)
 ▲：一般地域(表9関係)

0.0 0.5 1.0 1.5 2.0 km

↑
 SCALE :1:50,000

図5 騒音測定位置図

(4) 振動

振動の原因としては、交通機関（自動車・鉄道・航空機）、工場、建設作業がありますが、防振装置や低振動工法等の普及により、苦情は発生しておりません。

東北新幹線鉄道振動

令和4年度は、東北新幹線沿線4地点において新幹線鉄道振動を測定しました（騒音測定地点と同地点での測定）。その結果、新幹線鉄道振動対策指針の70デシベルを超えた地点はありませんでした。

東北新幹線鉄道振動

	測定地点	軌道中心からの距離(m)	振動レベル(dB)	列車速度(km/h)	測定日
1	高松第8地割	25	55	278	R4.11.21
2	胡四王一丁目23	25	51	292	R4.11.21
3	石鳥谷町新堀7-76	25	52	309	R4.11.22
4	石鳥谷町新堀52-17	25	50	301	R4.11.22

(5) 悪臭

市では悪臭公害を未然に防ぐため、平成5年8月に制定した「花巻市悪臭公害防止条例」の適用区域の拡大や新たに届出義務を定める改正を平成27年12月に行いました。

また、平成28年度には、事業場に迅速かつ適切な指導を行うため条例を適用する事業場の区分と種類を追加し、住民説明会の開催や届出義務の対象事業場の拡大、苦情発生時の対応義務を定める改正（平成29年4月1日施行）を行いました。

長年にわたる化製場*からの悪臭については、悪臭モニターの感知件数が最も多かった平成14年度（2,523件）以降、脱臭炉や排水処理施設の更新などの対策により、感知件数は減少しました。しかし、平成28年度に原料の腐敗が進行しやすい夏季を中心に感知件数が増加したことから、臭気処理対策が不十分であると判断し、花巻市悪臭公害防止条例の規定に基づき場内臭気の低減対策及び場内臭気脱臭設備を改善するよう改善勧告を実施しました。改善計画に基づき脱臭設備が設置されましたが、臭気測定結果の臭気濃度、臭気指数が基準値を超えていることから、施設改修について指導を実施しているところです。

令和4年度の悪臭モニター感知件数は、令和3年度と比べ増加し、対策効果が十分であるとは言えない状況であるため、今後も悪臭対策の協議のほか、臭気測定や悪臭パトロール等を行いながら、当該事業所に対して悪臭発生防止のための施設改善等の指導を強化していきます。

悪臭モニター感知状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
悪臭モニター感知件数 (悪臭モニター委嘱人数)	686件 (28人)	787件 (29人)	959件 (29人)	694件 (26人)	870件 (28人)

(6)公害等への苦情

令和4年度に市で処理した苦情は、前年度からの繰越1件を含め計16件でした。(表10)

苦情の種類は、航空機や事業の活動によるものや生活騒音などによる騒音関連が4件、工場や店舗の活動によるもののほか、生活排水等による水路からの悪臭関連が5件ありました。その他の内訳は、野焼きやカラス等の野鳥に関する事、土地の管理に関する事などです。

これらの苦情については、現地調査を実施し、原因者に対して苦情内容の説明や指導を行いました。野焼きについては、焼却物が県条例の焼却規制の例外となっているものであるか確認するとともに、規制の例外となっている場合であっても周辺環境を考慮して行うよう指導しているほか、カラスに係る相談では、被害防止対策などの助言を行っています。また、野焼きの禁止やカラスの対応について市ホームページにも掲載し、周知を図っています。

なお、翌年度へ繰り越した苦情は、昭和57年度以来繰り返されている化製場に関わる悪臭1件です。(表11)

表10 公害苦情処理件数と処理状況

各年度末現在

	新規受理件数						前年度 から 繰越	合計	処理状況			
	騒音	悪臭	水質 汚濁	大気 汚染	その他	計			解決	移送	計	翌年度 へ繰越
平成29年度	12	11	4	2	11	40	1	41	38	2	40	1
平成30年度	5	10	4	1	4	24	1	25	22	2	24	1
令和元年度	10	13	1	2	10	36	1	37	31	5	36	1
令和2年度	7	4	0	1	1	13	1	14	13		13	1
令和3年度	8	4	1	2	5	20	1	21	16	4	20	1
令和4年度	4	5	2	0	4	15	1	16	12	3	15	1

表11 処理内容別苦情処理状況

種類 処理内容	騒音	悪臭	水質 汚濁	大気 汚染	その他	計
作業行為の中止						0
防除施設の設置・改善						0
作業方法・作業工程の改善	1					1
作業時間の変更						0
原因物質の除去等						0
その他	2	4	2		3	11
不明						0
他の機関(課)へ移送	1	1			1	3
翌年度へ繰越		1				1
合計	4	6	2	-	4	16

(7) 化学物質対策

化学物質による環境汚染の未然の防止及び事故発生時の被害拡大防止のため、工場や事業所から排出される有害化学物質の排出量や廃棄物の移動量について事業者が届け出るPRTR制度*を活用し、その把握に努めています。

令和4年度の届出について岩手県が国の公表データを基に集計した結果によると、市内の届出事業者数は40事業者で、届出のあった排出量・移動量は合計で約116tとなっています。また、届出排出量・移動量が特に多かった物質は、おもに金属表面処理などに用いられる亜鉛の水溶性化合物(26t)、溶剤や洗浄剤などに用いられる塩化メチレン(28t)、トリクロロエチレン(33t)でした。

(8) 放射性物質

市民の放射性物質に対する不安に対応するため、市では、市民や市内の事業者から持ち込まれた食品や水のほか、土や木、灰などの放射性物質濃度を簡易測定器により測定しており、令和4年度は32件が持ち込まれました。(測定の結果については、個人の情報であり公表についての承諾を得られていないことから公表しておりません)

また、平日の毎朝、市内2地点において、空間線量を測定しており、国の目安である0.23マイクロシーベルト/時を下回っています。

空間放射線量の定期測定結果

測定状況	測定地点	測定結果(令和4年度)
地表面から1mの高さで、平日・毎日(※)	花巻市役所本庁舎	0.03~0.07 μ Sv/時
	田瀬振興センター	0.05~0.10 μ Sv/時

※測定器のメンテナンス等のため、令和5年1月16日から令和5年2月16日まで及び令和5年3月2日から令和5年3月16日まで、本庁舎での測定は未実施です。その期間、県が花巻保健福祉環境センターで測定した結果は、0.022~0.033 μ Gy/時でした。(おおむね1 μ Sv/時=1 μ Gy/時として換算できます)

(9) 公害防止協定

公害の未然防止と住民生活の環境保全を図るため、誘致企業や花巻市企業立地促進奨励補助金の融資を受けている事業所等については、市との公害防止協定の締結を推進しています。

公害防止協定締結事業所一覧

地区	協定の相手方（企業名等）	協定等の形式	締結年月日
花巻	株式会社東北タチバナ	協定書	昭和49年11月1日
	株式会社鈴木鉄工所	協定書	昭和50年2月10日
	リコーインダストリアルソリューションズ株式会社	協定書	昭和50年3月31日
	有限会社カネサ出荷組合	覚書	昭和51年6月1日
	小田島商事株式会社	覚書	昭和51年6月1日
	有限会社伊藤精	覚書	昭和51年6月1日
	有限会社関戸ガラス店	覚書	昭和51年6月1日
	北東金属株式会社	協定書	昭和51年12月1日
	みちのくココ・コーラプロダクツ株式会社	協定書	昭和52年3月15日
	伊藤運輸有限会社	覚書	昭和53年3月9日
	花巻機械金属工業団地協同組合	協定書	昭和56年3月12日
	三ツ輪金属工業株式会社	協定書	令和1年6月12日
	株式会社ホクエツ東北	協定書	平成2年2月24日
	富士フィルムテクノプロダクツ株式会社	協定書	平成2年3月29日
	東北シャノン株式会社	協定書	平成7年2月7日
	東北日東工業株式会社	協定書	平成9年4月1日
	株式会社デンロコーポレーション東北ガルバセンター	協定書	平成12年10月13日
	アスプラザやまびこ	協定書	平成14年2月13日
	イーエヌ大塚製菓株式会社 花巻工場	協定書	平成14年6月17日
	デンカアツミン株式会社	協定書	平成17年6月1日
	株式会社新興製作所	協定書	平成19年11月30日
	株式会社パーツ,Y	協定書	平成30年7月25日
	株式会社イトー急行	協定書	平成30年10月10日
	岩手県化製油脂協同組合	協定書	平成31年1月4日
	株式会社ネクサス	協定書	平成31年1月24日
	株式会社アイオー精密	協定書	平成31年2月15日
	株式会社近藤設備	協定書	平成31年4月23日
	株式会社マユミ精巧	協定書	令和2年7月8日
	太田油脂産業株式会社	協定書	令和2年9月25日
	日本都市開発株式会社	協定書	令和2年12月10日
十和田精密工業株式会社	協定書	令和3年8月31日	
株式会社丸石産業	協定書	令和4年2月21日	
有限会社サワ	協定書	令和4年10月14日	
大迫	サンホレスト化成工業株式会社 岩手工場	協定書	昭和61年4月1日
	はやちねファーム	協定書	平成4年10月29日
	有限会社藤成興産	協定書	平成17年7月1日
	高源精麦株式会社 川村養豚場	協定書	平成26年7月22日
	農業生産法人有限会社うしちゃんファーム	協定書	平成30年11月1日
石鳥谷	株式会社花巻空港日産	協定書	昭和51年2月17日
	丸大食品株式会社 岩手工場	協定書	昭和56年11月5日
	株式会社鋼商	協定書	平成1年12月22日
	株式会社盛岡南ゴルフクラブ	協定書	平成2年1月25日
	岩手阿部製粉株式会社	協定書	平成3年10月9日
	株式会社TSD	協定書	平成8年3月29日
	岩手コンポスト株式会社	協定書	平成10年2月16日
	株式会社ジャパンファーム	協定書	平成12年6月14日
	東北資材工業株式会社	協定書	平成13年12月21日
	株式会社キクコウストア	協定書	平成14年2月5日
	環境整備株式会社	協定書	平成14年10月11日
株式会社森野卵場	協定書	平成29年12月13日	
東和	株式会社東北北信	協定書	昭和48年12月24日
	岩手大丸コンクリート	協定書	昭和56年4月1日
	竹内真空被膜株式会社	協定書	平成1年4月8日
	有限会社小田切車体	協定書	平成11年11月5日
	エム・シー通商株式会社	協定書	平成12年2月18日
	株式会社千田精密工業	協定書	平成12年9月20日
	株式会社アイオー精密	協定書	平成12年10月16日
	有限会社丸和工業	協定書	平成13年6月7日
	有限会社岩手農林開発	協定書	平成14年2月6日
	株式会社芳賀火工	協定書	平成14年8月8日
	有限会社東和プラム	協定書	平成15年6月6日
	株式会社アサノ通運	協定書	平成15年12月28日
	北海工業株式会社	協定書	平成16年12月20日
	株式会社 栄開発	協定書	平成30年3月5日

2 具体的施策の取り組み状況

(1)大気環境の保全

- ①公害防止対策事業により、大気汚染防止法に基づく届出事務や事業場立ち入り等を実施しました。(事業場立入件数 26 件、届出処理件数等 16 件)【生活環境課】
- ②PM2.5をはじめとする大気環境について、県が各保健所等に測定器を設置し測定している大気環境項目のデータにより監視したほか、大気汚染物質が上昇した場合の情報連絡訓練を実施しました。【生活環境課】

(2)水環境の保全

- ①公害防止対策事業により、水質汚濁防止法や公害防止協定に基づく届出事務及び事業場立ち入り等を実施しました。(事業場立入件数 44 件、届出処理件数等 26 件、水質測定件数 62 件)【生活環境課】
- ②第2次花巻市一般廃棄物(し尿)処理基本計画に基づき、公共下水道事業および浄化槽設置整備事業(補助金交付)を推進しました。(公共下水道管路整備 0.05 km、浄化槽設置補助 62 基)【下水道課】
- ③水洗化の促進のため、排水設備工事を行う個人に対して各種水洗化支援補助金を交付しました。(135 件、7,387,804 円)【下水道課】
- ④北上川の水質保全のため、市の広報紙やホームページで水質事故防止について啓発を図ったほか、北上川水系水質汚濁対策連絡協議会に加盟し、情報共有しながら水質事故等に対応しました。(公共水域での水質事故・異常への対応件数 9 件)【生活環境課】
- ⑤不法投棄などによる水質汚染を防ぐため、不法投棄箇所の水質検査を実施するとともに、パトロールを実施しました。(水質検査 2 回)【生活環境課】
- ⑥田瀬湖のアオコ*対策のため、令和3年度から田瀬ダム水質管理計画に則り、曝気循環設備の運用と水質監視が行われています。【生活環境課】

(3)騒音・振動対策

- ①公害防止対策事業により、事業場の騒音振動測定を実施するとともに、騒音規制法及び振動規制法、県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例に基づく届出事務を受理し、適正な施行の確認を行いました。(届出処理件数：騒音発生施設 3 件、振動発生施設 2 件、特定建設作業〔騒音・振動〕 1 件)【生活環境課】
- ②公害防止対策事業により、高速道路や新幹線の騒音振動測定を実施し、基準を超えた箇所については事業者に改善の要請を行いました。【生活環境課】
- ③近隣生活騒音*等については、苦情相談時に対応し適正な指導を行いました。(対応件数 4 件)【生活環境課】

(4)悪臭防止対策

- ①悪臭発生源事業所等の近隣のパトロールや臭気測定、悪臭モニターの設置、対策会議の定期的な開催のほか、悪臭に対する苦情の 24 時間受付を実施し、悪臭発生が認められた場合には事業所に速やかに連絡し改善を促しました。(パトロール 71 回、悪臭モニター感知件数 870 件)【生活環境課】
- ②家畜排せつ物の適正な管理と利用促進のため、飼養農家等に対し家畜排せつ物法に基づいた指導を行っていますが、令和4年度は1件でした。【農政課】

(5)化学物質対策

- ①PRTR（化学物質排出移動量届出制度）の事務等を実施し、化学物質の使用実態の把握や環境リスクの低減対策を推進しました。（届出処理件数 42 件）【生活環境課】
- ②PRTR の届け出や事業場立ち入り時に、有害物質の減量化についての指導を実施しました。【生活環境課】
- ③公園での除草剤散布の減量化に努め、やむを得ず使用する場合は環境にやさしい除草剤を使用しました。【都市政策課】
- ④農薬の適正使用の徹底について、市ホームページを通じて周知しました。【農政課】
- ⑤自家焼却の禁止について、市ホームページを通じて周知したほか、問い合わせや苦情への対応を行いました。（苦情対応 6 件）【生活環境課】

(6)放射性物質対策

- ①市内 2 箇所で空間放射線量の測定を実施し現状把握に努めたほか、市民から依頼された食品等の放射線量の測定を実施しました。（食品放射線量測定 32 件）【生活環境課】
- ②市ホームページに掲載している空間放射線量測定結果を随時更新しているほか、コミュニティ FM で毎日情報提供しました。【生活環境課】

【基本目標5】暮らしに安らぎを与える

私たちの暮らしに安らぎは必要です。市の名前にふさわしい花いっぱいのもちづくりを推進し、花巻の地域資源を生かした景観づくりにも取り組んでいきます。また、適切な管理が行われていない空き地や空き家の問題にも対応し、快適な生活空間を創造します。

1 環境の現状

(1)環境美化

ア. 花いっぱい運動

花いっぱい運動は、昭和45年の岩手国体の開催にあたり、花巻地域で花壇を整備し、全国から訪れた選手団や関係者を花で迎えたことを契機に始まりました。その後、昭和47年からは現在の「花と緑のまつり」が始まるなど、「健康で明るい文化的なまちづくり」の一環として、市の名前にふさわしい花いっぱいのもちづくりを推進しています。

昭和49年に設立された「花巻市花と緑の会」は、花と緑を育てることを通じて明るく住みよいまちづくりを行うことを目的としており、「花と緑のまつり」など市の事業への協力をはじめ、花壇実践活動や研修会の開催などの取り組みを行っています。

イ. 一斉清掃

市では、環境問題に対する市民の関心を高め、きれいなまちづくりを推進するため、春と秋の大掃除や市民総参加早朝一斉清掃を実施しています。

また、河川へのごみの投棄が美観を損ねている現状があるため、特にも投棄が著しい箇所について地域団体に河川清掃を委託し、地域の環境美化に努めています。

(2)景観の保全

ア. 空家等対策

平成30年住宅・土地統計調査によると、市内の住宅総数約39,480戸のうち、空家数は5,270戸となっており、適切な管理が行われていない空家等*が、防災や衛生、景観等、地域住民の生活環境に影響を及ぼす問題が発生しています。

市では、平成28年7月に策定、令和3年10月に変更した「花巻市空家等対策計画」に基づき、各種調査の実施、空家等の管理についての理解促進、花巻市空き家バンク制度など空家等の活用に関する情報提供を行うとともに、空家等に関する無料相談会を開催や、除去や跡地活用に向けた支援を行っています。

また、空き地の草木の繁茂等に関する相談については、必要に応じて現地調査を実施し、周囲の生活環境に明らかに悪影響を及ぼしていることが認められた場合は、土地所有者に対し適正な管理を行うよう文書にて依頼しています。

イ. 公園整備

市が管理する公園施設は、都市公園や条例による公園など市全体で148箇所あります。市ではこれらの公園を市民が安全・快適に利用できるよう、草刈りや遊具の点検などの維持管理を行っています。また、公園整備を行う場合は、整備計画の内容について地域住民と協議を行い、地域住民の意向に配慮した整備となるよう努めています。

ウ. 市街地における鳥獣・害虫等対策

市街地におけるカラスの鳴き声やふん害、害虫被害に関する相談が寄せられています。

カラス対策については、ホームページ等による啓発や電話での助言のほか、追い払い用のLED強力ライトの貸し出しを行っていますが、追い払った群れが他地区に移動するだけで、根本的な解決に至っていないのが現状です。

また、6月と8～9月頃の年2回、市内でアメリカシロヒトリの幼虫が発生し、樹木の葉を食べつくすなど大きな被害を与えているほか、宅地内への侵入により精神的被害を与えています。市では、害虫防除について市の広報紙やホームページなどを通じ発生初期の対応を呼びかけるほか、家庭用噴霧器や高枝バサミ等の無料貸し出しを行うなど、被害の拡大防止に努めています。

2 具体的施策の取り組み状況

(1)花いっぱい運動

- ①花と緑の創出事業により、花壇等実践者*に花苗を配布したほか、コミュニティ花壇の造成・改修等に対する補助を実施しました。(花壇等実践者登録件数 338 件、約 231,000 本配布、コミュニティ花壇造成事業補助 2 件)【都市政策課】
- ②花づくり講習会を実施し、花いっぱい運動を推進しました。(花づくり講習会参加者 28 人)花と緑のまつりは新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため開催を中止しました。【都市政策課】
- ③花いっぱいのまちづくりを推進するため、「花巻市花と緑の会」が行う研修会や花壇作業等の活動を支援しました。【都市政策課】
- ④花壇管理講習会の実施により環境美化に対する意識啓発を行ったほか、広報紙を通じた取り組み事例の紹介、市ホームページへの花壇マップの掲載等により花いっぱい運動の周知を図りました。【都市政策課】

(2)地域にあった景観の保全

- ①県の景観計画に基づく届出に関して、市に対する意見照会に対応しました。(照会件数 23 件)【都市政策課】
- ②文化財保護活用事業により、指定文化財の保存管理及び公開、指定文化財の確認調査と修繕を、民俗芸能伝承支援事業により郷土芸能鑑賞会の開催等を、埋蔵文化財保護活用事業により遺跡の環境整備や講演会を実施しました。(指定文化財の環境整備 6 箇所、郷土芸能鑑賞会 5 件、遺跡の環境整備 5 箇所、文化財関連の市民講座 5 回、文化財講演会 1 回)【文化財課】
- ③市民が安全・快適に利用できるように公園等の整備及び維持管理を行いました。また、公園整備事業の実施に当たっては、地域住民と整備計画について協議しました。(公園整備 6 箇所)【都市政策課】
- ④アメリカシロヒトリによる樹木への被害を防止するため、市の広報紙やホームページを通じ防除を呼びかけたほか、一般家庭における害虫防除を支援するため家庭用噴霧器や高枝バサミ、共同防除用動力噴霧器の無料貸し出しを行いました。【生活環境課】
- ⑤空家等の適切な管理を行うため、花巻市空家等対策計画に基づき市内の空家等の実態を調査し、空家データベースの更新を行いました。また、空家等の所有者が抱える問題に対応するため、各種専門団体の協力のもと無料相談会を開催したほか、老朽危険住宅の除

却に対する補助に加えて、令和3年度から空き家や空き店舗などを解体し新築することを条件に解体費の一部を補助する事業を創設いたしました。(無料相談会相談件数22件、解体活用補助12件(事業認定11件))【建築住宅課】

⑥空地の雑草や支障木に関する相談について、周囲の生活環境に明らかな悪影響があり、対応の必要性がある場合、強制力はないものの、現地調査を実施のうえ所有者に対し適正管理を依頼する文書を送付するなどの対応を行いました。(対応件数5件)【生活環境課】

⑦森林環境や景観を保全するため、松くい虫被害を未然に防ぐための薬剤の注入や、松くい虫被害木の駆除を実施しました。【農村林務課】

(3)きれいなまちづくり

①ペットの飼育マナーについて、市の広報紙への掲載やチラシの配布等により意識啓発を図りました。【生活環境課】

②きれいなまちづくりと、環境問題に対する関心を高めるため、公衆衛生組合連合会と連携し、市内一斉清掃(年3回)及び春・秋の大掃除を実施しました。(一斉清掃参加者延べ49,709人)【生活環境課】

③ごみの投棄が著しい市内の5河川について、地域住民団体への委託により河川清掃を実施しました。(5団体のべ40回、回収量約1.9t)【生活環境課】

④水資源や河川環境に対する意識啓発及び環境保全活動の推進のため、田瀬ダム水源地域ビジョン推進協議会が主催する田瀬湖周辺の清掃活動に参画しています。【東和総合支所地域振興課・生活環境課】

⑤カラスのふん害についての苦情や相談について、内容に応じた情報提供を行いました。(対応件数2件)【生活環境課】

2 環境学習・情報発信（基本目標に共通する事項）

「ごみ減量・資源化」「温暖化対策」「自然環境」「生活環境」「環境美化」の5つのテーマはいずれも関連しているため、横断的に取り組む必要があります。また、これらの問題を解決するために最も大切なのは一人ひとりの意識と知恵、そして行動です。これまで環境活動にかかわったことのない人や子供たちが取り組むきっかけとなるよう、分かりやすく的確に本市の環境情報を発信するとともに、環境保全活動や環境学習を計画的に推進します。

具体的施策の取り組み状況

(1)環境学習の推進

- ①環境学習推進事業により、市民が実施する自主学習会や水生生物調査に環境マイスターを派遣しました（派遣回数 24 回）。【生活環境課】
- ②環境教育の推進のため、小学生を対象に環境学習チャレンジブックや水質検査試薬（パックテスト）などの教材を配布しました。（チャレンジブック 132 冊、水質検査試薬 9 パック配布）【生活環境課】
- ③幼少期からのごみ減量・適正排出の意識啓発を図るため、小学校との協働による出前授業を実施しました。（12 校 延べ 70 回）【生活環境課】
- ④地域における環境保全活動を推進するため、環境学習講座を開催しました。（4 回実施、参加者延べ 55 人）【生活環境課】
- ⑤環境月間*（6 月）に合わせ、市内図書館で環境問題に関する書籍の展示と貸出しを行い、意識啓発を図りました。【生活環境課・花巻図書館・大迫図書館・石鳥谷図書館・東和図書館】

(2)環境情報の発信

- ①市主催の環境学習講座や環境マイスター派遣制度など、環境に関する情報について、広報紙や市ホームページ、関係団体等を通じて情報提供しました。【生活環境課】
- ②市の環境に関する施策や状況についてまとめた年次報告書「はなまきの環境」を作成し、市ホームページで公表しました。【生活環境課】